

令和2年第4回足寄町議会定例会議事録（第4号）

令和2年12月11日（金曜日）

◎出席議員（13名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	6番	熊 澤 芳 潔 君
7番	高 橋 健 一 君	8番	川 上 修 一 君
9番	高 橋 秀 樹 君	10番	二 川 靖 君
11番	木 村 明 雄 君	12番	井 脇 昌 美 君
13番	吉 田 敏 男 君		

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	横 田 晋 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 利 浩 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 一般質問＜P 3～P 16＞
- 日程第 2 行政報告（町長）＜P 16～P 18＞
- 日程第 3 議案第113号 足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について＜P 18～P 19＞
- 日程第 4 議案第104号 令和2年度足寄町一般会計補正予算（第7号）＜P 19～P 39＞
- 日程第 5 議案第105号 令和2年度足寄町国民健康保健事業特別会計補正予算（第4号）＜P 19～P 39＞
- 日程第 6 議案第106号 令和2年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第5号）＜P 19～P 39＞
- 日程第 7 議案第107号 令和2年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）＜P 19～P 39＞
- 日程第 8 議案第108号 令和2年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）＜P 19～P 39＞
- 日程第 9 議案第109号 令和2年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）＜P 19～P 39＞
- 日程第10 議案第110号 令和2年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）＜P 19～P 39＞
- 日程第11 議案第111号 令和2年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）＜P 19～P 39＞
- 日程第12 議案第112号 令和2年度足寄町国民健康保健病院事業会計補正予算（第2号）＜P 19～P 39＞
- 追加日程第 1 意見書案第8号 コロナ禍による地域経済対策審議を求める意見書＜P 40＞
- 追加日程第 2 所管事務調査期限の延期について（総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会）＜P 40＞
- 追加日程第 3 閉会中継続調査申出書（広報広聴常任委員会・議会運営委員会）＜P 40＞

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 昨日開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

次に、町長から行政報告を受けます。

次に、議案第113号の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

次に、議案第104号から議案第112号までの令和2年度補正予算の提案説明を受けた後、即決で審議をいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

9番高橋秀樹君。

（9番高橋秀樹君 登壇）

○9番（高橋秀樹君） 昨日に引き続き、一般質問をさせていただきます。

昨日、私のほうの質問が現在のホームページ上でアクセス数が大体どのぐらいあるのかと、そしてホームページから入ってどこのサイトに飛んでいっているのかという質問をさせていただいておりますので、その回答から頂きたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

本年の4月から11月までのアクセス数でございますが、全体で約45万アクセスがございます。大体月平均で5万5,000から6万程度のアクセス数になってございます。

それで、昨日の御質問について、コロナの関係、それとふるさと納税の関係へのアクセス数についてのお答えでございますが、コロナ関係にアクセスされた方は4月から11月までの実績で約8,000アクセスでございます。続いて、ふるさと納税の関係につきましては、約2,200アクセスでございます。基本的にふるさと納税の場合は、基本的にふるさなびとかのふるさと納税のポータルサイトから納税の関係に入っていくと思いますのであまり、足寄町のふるさと納税をしたいという方の場合は足寄のホームページを見てふるさと納税のサイトに入っていくかと思いますが、基本的にはふるさと納税のポータルサイト、今足寄町では3社、ポータルサイトをやっておりますが、そちらのほうのアクセスが多いのかと思われま。

あと、一応PCとスマホからのアクセス数もちよっと出ますので見たところ、大体パソコンとスマホの割合ですか、ホームページを見ている割合は今のところ6対4、大体6対4という結果になってございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 8か月ですか。8か月で45万アクセス。月で5万アクセス、結構来てる、ホームページを見られている方が多いなという印象を受けています。

その中で、コロナが8,000件、1か月約1,000件ぐらいの方がやはり見られている。1人で何回もそこに入るという場合もありますので、1,000件というのが多いのか少ないのかと言われると、だけれどもやはり結構気にして見てらっしゃるのだというの率は率直な印象です。やはりこういうよう

な状態にいるということは、コロナ関連でどういうふうなところを見にいったかはちょっと分からないですけれども、やはりもっと今後の次回のやつは見やすくしていただくとありがたいかなというふうに、改めて思いましたので今後ともよろしくお願ひしたいと、そのように思います。

続いて、3番目の質問に入りたいと思います。

今度はテレワークで、足寄町としては50%目標にしていたという形で答弁書のほうには書いてございますが、実際は26.5%で推移してしまったというふうな形で答弁書のほうに書いてあります。

やはりこういうコロナ禍、もしくは今度は清水町にクラスターが発生したという場合は、同じようにこういうテレワークがしなければいけないという状況下に置かれる可能性がある。そうしたときにやはり、日頃と言ったら変なのですけれども、ある程度訓練みたいなのはもう先にやらなければいけないのかなというふうにも思います。そういうやっぱり非常事態にどういうふうに対応するかというのが大切だと思うのですけれども、そのあたりどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

まさにおっしゃるとおり、コロナ禍で職員が清水町役場みたいに職員が感染してああいふクラスターが発生した場合、報道を見ますと大変職員が出勤できなくなって町民の皆様にも御不便をおかけしたというような報道を受けております。

私どもといたしましても、当然BCPといいますか、業務継続計画はまだ策定しておりませんが、その辺も含めて万が一職員が感染した場合の今後の事務の進め方等について計画等の作成するかどうかちょっと今申し上げられませんが、含めて業務が継続できるよう検討協議してまいりたいと考えておりますと

ともに、例えばテレワーク、在宅勤務、今回実施しまして職員からも意見等を募集しております。そのときにはやっぱりなかなか今回公文書も、緊急的に実施した在宅勤務なものですから、公文書、個人情報入ったものはだめですけれども、個人情報の持ち出しも可能といたしまして、在宅勤務を行ったところがあります。今回町長お答えしてまいりましたとおり、実施率が全く、全くというか目標の半分程度となってしまったということで、やっぱり個人情報を扱う部署が非常に多いということがございまして、ではその個人情報にアクセスできるような仕組みづくりについて検討してまいりますが、今後総務省もいろいろその業務の現在3つに分けて、個人番号事務、それと業務系のインターネット接続系と業務系のやつ、それとインターネット系で3つに分かれているのですが、その仕組みも既に総務省についてはインターネット系のほうに一部業務を持っていくような考えも検討されているようで、今後技術とかどのように変わるかも分からないですから、今後その辺も含めて情報収集を含めていろいろ、多分目まぐるしく急速に変わっていくと思いますので、その辺を勘案しながら今後そのような仕組みづくりを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） そうですね。やはり非常事態のときにどのように対応していくかは非常に重要だと思います。在宅勤務といいますがやはり個人情報に絡むものが非常に多いと。それに対してどのようにその情報を守っていくのか。ただただ自宅に帰って仕事をすればそれで個人情報が見られるような仕事まで行けるのかということ、それはちょっと難しいのだというふうに考えています。

その中でやはり出退勤の、テレワークになったときに退勤の管理等々どのようにするのかというふうになるとやっぱりかなり難しくなると思うのです。やはり今もう大手企

業であれば1人にICカードを持って、出勤時にはぴつとやりながらやっていくとか、コンピューターにアクセスするときはそれを確実にアクセスキーとして使うとかということをやらなければそのパソコンが開けない、当たり前のことなのでしょうけれども、ですけれども、そういうことを自宅でもできるような形、それから出退勤の管理まで足寄町ができるような形を取っていくべきではないのかなというふうにも考えるのですけれども、その辺についていかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

今回在宅勤務実施した関係で、実際に業務を開始した、あるいは終了した、基本的には勤務時間内の業務ということで実施したわけですが、確かに高橋議員おっしゃるように本当に仕事をしているのかというのが実際分からないところなのです。それで、例えば総務課の例ですと、例えば業務を開始したら、今回の在宅勤務におきましては業務開始したらきちんと電話をするようにと、あるいは業務が終わった5時5分以降には電話で終了した旨を報告しなさいということで実施した例がございます。ただ、確かに労務管理、非常に在宅勤務は労務管理が非常に難しいと思います。おっしゃるように民間というか、基本ログ管理ができればログ管理で業務がどのような仕事をやっているかということは民間ではそのようにやっているようですが、その辺も含めて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） そうですね、やはり労務管理もしっかりと検討していただかないと、何だろうな、行政側というのは本当に個人情報のかのようなところですので、しっかりとやっていただきたいなと、そのように感じております。そうですね、あとはいいですね。

続いて、ウェブ会議についての質問をさせていただきます。

このウェブ会議なのですけれども、今回5月以降記録されているので84回というふうになっております。かなりの量だと思のですけれども、これかなり出張旅費が節約された、節約というのですかね、というふうに思います。これ大体前年対比というか、どのぐらい削減されているのか取りあえずお聞かせを願います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

今回84回のうち札幌等の出張、本来札幌に行くことだった出張につきまして、その代替手段としてウェブ会議、テレビ会議になったものにつきましては、旅費につきましては約50万円の削減効果がございました。ただ、ウェブ会議に置き換わらなかった、そもそも会議が中止になったというのがかなりの数ありますので、実際のところ旅費については一応調べましたが、一般会計だけでいきますと約4,000万円程度の予算額がございます。そのうち実際の執行率につきましては、12月10日現在、昨日現在ですけれども、17.86%と非常に低い執行率になっているということで、かなり出張等はそもそもなくなっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 4,000万円のうち17%しか使われていないという表現ですか。すごいですね。このウェブ会議によって50万円削減されたという実質的な数字、それから17%しか執行されていない、今後多分執行率でいけばあと3か月ちょっとですか。その中で、執行率が30%ぐらいで終わる可能性もあるということですかね。そうしたら3,000万円ぐらい余る可能性がある、執行されないという可能性がある。これちょっとかなり、よかったことなのかどうなのかちょっと分からないのですけれども、

これで出張旅費が大分浮きました。その分を何かに使えるのかということとそんなに使えるような形にもならないとは思うのですけれども、やはりこのウェブ会議が今後主流になっていくというふうに思います。そういった中で、ウェブ会議の今の現状、使いやすいだとか使いにくいだとか、今後やっぱりこれは残り続けるのであろうというふうに私は思うのですけれども、率直な意見としてどのような感想をお持ちなのかお聞かせを願います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

第3回の定例会に大型モニター等を予算議決を頂きまして、実際に大型モニター等をそろえて実際に活用しているところでございます。

それでパソコン等でウェブ会議するのも大変、それが正常なのですけれども、大型モニターを見て大きな画面で会議を行うということで大変使い勝手がよくて、大変スムーズな運営ができていていると考えているところでございます。

あと、基本的に今後もウェブ会議については私どもというか足寄町、あるいは陸別町、広尾町だとか非常に遠いところから帯広市へ出張するという事はよくあるのですが、その往復時間も短縮されるというメリットもあることありますので、今後も十勝町村会等の会議についても、ウェブ会議で活用したいということも町村会のほうで言うておりましたので、今後も続けて、あるいはそういうウェブ会議が今後も増えていくのではないのかなというふうに推察しているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） もう時代、コロナ禍においてある意味よかったのかなというふうに思いますね、ウェブ会議ができるようになって。出張が減るといのは、役場職員の方にはいろいろな、その場に行くと本当

に直面していろいろな勉強してという場面もあるでしょうし、ということがあると思うのですけれども、やはり無駄とは言わないのですけれども、出張旅費が4,000万円の中で、これが今後削減されていく可能性があるというところにつながるという一つの事例が出てきたのかなというふうに私は思います。非常にこれ今後も活用していってもらえればよろしいかと思しますので、ぜひとも活用のほうよろしくお願いをいたします。

続きまして、5点目のほうに質問を移らさせていただきます。

5点目なのですけれども、実をいうと、これ答弁書見させてもらって非常にびっくりしました。私、ゼロ回答だと思っていたのですよね。その中で、こういうICTを使って福祉課のほうでこういうことを考えていらっしゃる、何となくでしょうけれども、まだほとんど考えられていないとは思うのですけれども、具体的にある程度の何となくの概要等々考えていらっしゃる事があればお伝えしたいなというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの質問にお答えいたします。

高橋議員がおっしゃるとおり、具体的なことはまだ何も考えていないのですけれども、今ですと緊急通報システムという有線での電話でのやり取りとか、実際にお伺いをする方が、介護サービスを提供する方とか、例えば地域で協定している郵便局とか、そういう方が訪問したときに何らかの異変を感じてとかという見守りというのは、あと御近所の方がいたりとかという見守りはあると思うのですけれども、こういうことが整備されることによりまして、もしかしたら例えばカメラで映像を送るとか、何かそういうようなシステムをいろいろ開発されていると思いますので、遠方にお一人でお住まいの方が、高齢者の方がいたとして御家族がそういうのを例えば利用したいというのであれば、そういうのを支援したりとかということもできるかなと

思います。町が直接導入するかということとはちょっと分かりませんが、いろいろなシステムが日々開発されていると思いますので、検討していく価値はあるのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） これ本当に緊急通報システムであり見守りであり、ウェブ会議のように画面を見ながら安否確認ということができるというシステムが多分もう世の中には出ているのでしょう。その中でやはりそういうのを使うことによって、足寄の場合は何かがあつてから行くまでの間が非常に距離的問題が多いのだと思います。その中で、そういうのをのまずどういう事象なのかと聞けるなり、お話ができるということは非常にこの光回線ができることによって、いろいろな状況がその場で瞬時に判断ができるようになるというのは非常にすばらしいシステムなのであろうなというふうに思っています。やはり足寄の場合は、今であれば多分行かなければいけないという時間だけに20分も30分もかかっているとか、人件費の削減にもなろうというふうに考えているのですけれども、その辺多分なろうというふうになるのだと思います。ですから、人材の確保も今後困難だと思われるので、そういうことに対してこういうシステムを入れていくということは非常に有益なものであると思いますので、どんどん進めていってください。

質問はこれ以上いたしません。多分何も無いと思います。

それでは、続きまして6番目のGIGAスクールについての件に移らせていただきます。

6月定例において少しGIGAスクールについてお話を伺っているところでございます。

再度であるのですけれども、GIGAスクールについてどのようなお考えを持っているのか、かいつまんででよろしいですので説

明をお願いをしたいなというふうに思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

GIGAスクール構想につきましては、御案内のとおり要するに社会が高度情報化になってきていると。それにしなやかに対応すべくこのICT教育の充実ということが学校教育で求められております。したがってこれは最終的に実社会で活用して幾らというものですから、小中学校においては様々な教育の基礎基本を培う場で、高校においてはさらにその学びを深めて実社会の即戦力として対応できる、こういう教育の小中高のシームレスな関係というのですかね、そこに初めてそういう効果が現れると思うのですよね。そんなことで、小中高とも今日的な教育課題であり、国の段階でも技術立国、科学立国日本ということで、文科省などもGIGAスクール構想については重要な施策として位置づけていると、そういうことで今年度本町においても小中学校もう既に1人1台のタブレット端末が生徒に配布されて、実際学校の教育授業の中で活用されていると、そういうことでございますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） GIGAスクール1人1台端末がもう整備されております。小学校で303台、中学校で175台と。

これ、GIGAスクール構想によって、答弁書のほうには12月に教職員のスキルを上げるためにいろいろなことを開催、研修をしているというふうにお伺いをしました。

先生は教えることのプロですよ。GIGAスクールになると、もちろん教育をするというプロがその教育課題に対して教え込んでいくということはできるのだというふうに認識はしています。それは当然だ。しかし、今度GIGAスクールにおいて、ネットワークだとかハード面の、例えばプログラミングを

するだとか、そういうふうになっていったときに、先生がそれに対応できるのかなど。簡単に率直にちょっと思うのですけれども、その辺というのはどのようにお考えなのか、お聞かせ願います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 何事もそうのですけれども、そういういろいろなハードの基盤を整備しても、実際それに魂が入ってなかったら活用されないということですよ。他方、教員については御案内のとおり、それぞれの大学で養成をして、そして都道府県教育委員会の適性テストのもとに採用されて、そして現場に入ると現場研修と、こういう3層になっているのですよね。今のような時代を反映したようなこういうICT教育については、ほとんど我々の年代から以下の今でいう40代くらいまでの先生方くらいまでですか、あまりそういう教育受けてきていないと思うのです。30代くらいの先生方はある程度いろいろなこと関わってきていると思うのですけれども、これからの先生はそういう養成段階でもそういう勉強してきますけれども。したがって、実際にその現場では今こういう基盤を整備しても実際それが使われなかったら意味ないので、やっぱり先生方のどうやってそれを研修を通してそういう指導のテクニックを身につけていくかというのは、これは本当に全国的な今問題なのです。そういうことで私もついこの間ちょっと校長会でも話したのですけれども、好むと好まざるにかかわらず、取りあえずこれ今社会がそういうふうにもうシフトでなくてチェンジされてきているから、この10年間はある程度ゴールを見据えて、ゴールを見据えて、そしてもう本当にICTというのですかね、それも本当にそれをどうやって教育の中で指導体制、研修も含め、あるいは教職員の資質向上も含め、さらに言うならば、それぞれ組織としての指導体制なども構築する中で進めていくのかというの、これは大きな学校経営上だけでなく運営上の課題ではないかという話

をしたのですけれども、やがてこういうものがどこかで曲がり角は来ると思うのですけれども、今はやっぱり社会がもうそれ一辺倒になっていますから、そっちにあれしていくしかないのだろうなど。したがって、それぞれの学校、規模の多寡にかかわらず今はやっぱり学校でいうICT教育に向けた研修に非常に重点、重心を置いていると、そういうような状況でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） やはりこのICT教育、非常に期待をする部分でもあります。やはり1人1台端末が当たって、それでそれこそ自分のウイークポイントなりを再度何回も勉強をし直すことができる。分からないことも、例えば授業であればそのままばっと流れてしまうけれども、もう一回立ち戻ってその授業を多分また自分が習得するまでできるような環境が整うのだというふうに私も思っております。

やはり、今本当に目まぐるしく、教育長がおっしゃるように、世の中が変わっている中で、このコロナ禍において、非常に足寄町には早く端末が入るようになって、ある意味ほかの町村より先にスタートができる可能性がある。ちょっと郡部校とか回ってネット環境がうまくいってないというのもあるのですけれども、これも二、三年後には解消されてくるのだと、そういうふう考えております。その中で、やはり教える側、もう小学生とか中学生というのはもう世の中が当たり前携帯電話である時代ですから、勝手にパソコン見て携帯見てネット入って行って、勝手にいろいろな調べ物をして、もう僕らの時代とはもう全く違う環境下が生きているわけですよ。非常にやっぱりギャップというかな、子供の吸収力は早いのですけれども、大人になればというか、年を取れば取るほど吸収力がどんどん遅くなって行ってついていけないというか。やっぱりその中で教師の人も子供に合わせる、今までのように一方通行の教育ではない、そういう状況の中で、その子供た

ちに対応していかなければいけないというのは非常に苦しいものが僕はあると思います。その中で、やはり教育というのは非常に重要なものですから、先生方には本当にこの10年、何年になるか分からないのですけれども、頑張っていたきたいなと思います。

その辺について、教育長、どのようなお考えを持っているのか、ちょっとやっぱりいろいろ不安な部分もあるのですけれども、期待なのか不安なのか、子供たちがどのように育っていくのかというのは、何となく多分教育長ですからイメージしている部分があると思いますので、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

大変難しい問題なのですが、私自身もそういうものに、電子機器的なものについては非常に疎いほうなのですけれども、教育の使命というのは大別すると、一つはどんなに時代や社会が変わっても大切なものを、これは伝えていく、教えていく、育てていく。もう一つは教育の流行と言うのですけれども、その時代や社会に適応しなければならない、最近では社会が非常に変遷が激しいものですから、教育も本質的なものもありますけれども、そのことよりも社会の変化に対応するようには、それに堪えていけるような対応していけるような、そういう教育が非常に多いのですよね。ある種これ現場の悩みでもあるのですけれども、じっくり地に足をつけて子供たちに教育を施していけない、昔の私たちのやっていたころから見たら随分そんな感じがします。いわゆる一言で言うと、教育の流行に対応することがすごく多い。まさにこのICT教育などもそうですよね。そういう中であって、自分が得意だとか好きだとか嫌いだとか、教育の流行だとか不易だとかというのはなくて、やっぱり大事なものについてはしっかり教えていかなければならないので、先生方はそういう意味で、校長のリーダー

シップの下、組織的にICT教育を学校の指導文化としてどうやってシステマチックにしていくか、そのところに今大きな比重を置いているのではないかなど。他方任命権者である都道府県、北海道教育委員会や、あるいは服務監督権者である我々市町村教育委員会というのは研修の機会をどういうふうに確保していくのか。さらに研修の機会を確保しても、今は働き方改革などで教員の多忙化というのは随分言われていますが、実際先生方が研修に出られるような、そういう、何とないのでしょかね、在り方を保証してやるのか、この辺が非常に大事でないのかなど。

今までもそうですけれども、社会の変遷とともに教育のいろいろなことがあって、かつての50代後半ぐらいの人、議員の方々覚えていると思うのですけれども、学校にLL教室ありましたよね。ランゲージラボラトリーというのですけれども。あれが利用されたのは私は見ていません。足寄中学校にありました。したがって、今回のこういうような教育の流行の部分については、必ずしも出発点が学校からの先生方からのニーズではないのですよね。でも国の段階で社会づくり、あるいはグローバル化に対応するという視点で見たときに、これはどうしても必要だということで国のほうで重要施策としてやっているわけですから、やっぱりそれにも堪えていかなければならない。その辺のギャップをどう埋めるかと。したがって、現場の管理職のリーダーシップがなく先生方の意思が乏しければ、どうしてもそこからの発信のニーズではないので、隅にやられがちになるのですよね。したがって、教育委員会としても校長会等を通して、そうならないようにど真ん中に当面この10年間は発展に対応できるように、その辺については適切に指導指示をしていかなければならないなど、そんなふうに思っていますので、意を酌んでいただければと思います。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） やはり先ほど僕言い

ましたけれども、先生は教えるのがプロ、その先生が教えたい、ある意味ですね、先生が教えなければいけないことというかは先生がやっている。だけれども、先生がこう変えたいのだよというのではなくて、国のほうからいろいろなシステムを与えられて、その中で今度は先生が変わらなければいけないという、何かねじれたような構造になっているのだと、そういうふうに思います。やはり突然、例えば国語の先生、数学の先生、社会の先生にGIGAスクールができたから端末を渡すぞと、これ使って何でもやってくれ、だけれどもソフトは自分でつくるのかいろいろ編集しなければいけない、その業務があるだとか、例えばネットワークが何か壊れたよという業務も出てきて、今の先生の仕事以上にプラスアルファの仕事がどっと乗ささってくるのだというふうに考える部分があります。

GIGAスクールの構想の中でいろいろ僕も調べているうちに、サポート員システムというのがあるのですね。このサポート員、ICTサポートでしたか、こういうシステムにGIGAスクールサポーターだとか、いろいろあるようなのですけれども、あとICT指導員だったかな、技術者の、そうですね、ICT指導員ですね。そういうところに足寄町として補助職員というのか、指導員だというのかを配置するという計画というのはないのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 先ほど言いましたように、そういう教育に新しい風が起こってくる場合について、必ず国の段階からそういうサポート員、これは大きく言うと学校を地域全体で支えようと、行政も含めて、それから関係機関も含めて、そういうあれなのですけれども、今回のこういうICT教育などについては要するに、非常にある意味ではハードなども含めて専門性が高いですよ、そういう電子機器ですから。そういう場合は民間の方、あるいは団体なども含めて国のほうでそういうサポート体制を取ってい

こうと、そういう制度というのですかね、システムだと思えるのですけれども、教育委員会の守備範囲というのは義務教育ですから、義務教育の範疇では必ず指導の、何というのですかね、マニュアルみたいなもの先生方ありますし、それほど高度なものを指導内容としては教えるというものではない。取りあえず直近プログラミング教育などもありますけれども、結局そういうことでそういうものを通して情報の活用能力だとか、あるいは問題を発見し課題を解決する、そういう中で思考力を、これはその道のその人たちが言っているのですけれども、私はちょっとそこには疑問も挟む感じもあるのですが、いずれにせよ、そういうことですので、ハードの部分については町にも専門家もいますし、必要に応じて学校も校長の要望なども聞きながら、そういう専門機関とも連絡を必要に応じて図りたいなど、そんなふうに考えております。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 分かりました。

しっかりとこの指導員なりを活用していただけるような環境をつくっていただきたいなど、そのように思います。

GIGAスクールについては、先ほど教育長ちょっと触れましたけれども、高校生にもGIGAスクールというのは入ってますね。足寄高校はまだ入っていないというか、これ足寄町が管轄するものではないと思いますので、しかしこれ足寄高校にも必ずGIGAスクールが導入されてくるのだというふうに思っています。そのときに、端末とかそういうものをやはり町として支援をしなければいけないときが来る可能性があるのかなというふうに考えております。それについてどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） まず足寄高校存続についての教育委員会の基本的スタンスをお話をちょっとさせていただきたいのですが、御案内のように足寄高校の存続というのは町の活性化だとか、あるいは衰退を

直結する重要な問題であると。したがって前町長から現町長も含めて重要施策として位置づけられているし、議員の議会の特段の御理解も頂きながら教育委員会としてもでき得る範囲というのですかね、でき得る限りというのですか、そういう支援体制を継続しています。

そういう中で、ICT教育に不可欠なタブレットのあれなのですが、先ほど言ったようにやっぱりシームレスな状態で学んで初めて実社会に役立つわけですから、ただ基礎基本の部分だけではちょっと、そういう意味で、足寄高校生の人材育成だとかという観点にあれしても、やはり支援は必要でないかなと私も個人的に思っていますし、実際に高校の校長、教頭先生、さらには足寄高校の振興会の会長さんとも今までも支援の在り方について協議をし、必要に応じて調整も進めてきました。がしかし、昨日のニュースというか情報なのですけれども、これは公式にあるのですけれども、文科の大臣が今回の3次補正で提唱したのです。そして、2022年度には高校に1人1台の端末、タブレットの環境整備を進めたいと、そういう見解を述べられているのですね。そういう中であって、教育委員会としてはそういう国や道のそういう動きをきちんと踏まえながら、踏まえながら高校さんやあるいは振興会、その他関係他団体とも綿密な連携をしながら支援の在り方を詰めていきたいなど、そんなふうに考えておりますので、お願いしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 今回のコロナ禍において、小中学生には端末が当たったと。これうまくすればオンライン授業ができる。しかし、今の現高校ではそれはちょっと不可能だというふうに認識をします。しかし、このICT教育、GIGAスクールが入ることによって2022年度に端末が1人1台当たるような形になるといって、今早急にその端末を用意しなければいけないということでもないのかなというふうに思います。

難しいですよ。ハードが変わることによっていろいろなプログラミングが変わっていったりだとか、これ買ったはいいいけれども使えなかったとかということがある可能性もある。だけれども、高校に対する支援というのは、教育長がおっしゃるように、どんどんと、どんどんという言い方は変なのですけれども、支援をしていく環境を今のまま維持をしていていただきたいなど、そのように思っています。

以上、私6点にわたって質問をさせていただきました。私の質問したいのは、今後足寄町のICT戦略ですので、今現状ICT戦略において、足寄町でも、僕足寄町のスタンプ会が結構先駆けていろいろなことをやっているのかなというふうに思っています。というのは、今までスタンプだったものがタブレットに変わって、それを顧客管理ではないのですけれども、やったりだとか、ポイントサービスもしくは今年でしたら年末の宝くじのようなポイントに対して宝くじを発行するというようなことに先駆的な取組をしていっているのだというふうに思っております。

それにおいて、今回のコロナ禍でそういうデータだとか売上げのデータだとかいろいろなものを、実をいうと見れるような状態にいるのだというふうに思っています。というのはポイントを発行すれば、それは売上げからの発行ですので、それを吸い上げて大体売上げが幾らになっているのだというのが見える可能性がある。これは個人情報等々ございますので、いけない部分もあるのでしょうかけれども、その辺を行政としてスタンプ会と連携をするのか、商工会なりと連携するのか、その動向調査というのはできるのかなというふうに思うのです。それについて、経済課のほうではどのような連携を今後取ってほしいのかというふうに考えているのかをちょっとお伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

今のお話のスタンプ会のお話でありますけれども、この部分についてはなかなかデータを町と共有をして内容、その中身を検討するだとか、そういったのはちょっと今段階では難しいのかなというように思いますし、先ほどお話ありましたように、売上げだとかという部分でいけばやはり個人情報の部分もございますので、なかなかそれを例えばどこかで共有するというのもやはりそれぞれのお店の許可というか、そういうことで情報を使ってもいいですよだとかというようなお話がないとなかなかそれは、きっと商工会というかスタンプ会の事務局としてもなかなか公にすることはできないのかなというように思っています。ただ、スタンプ会の中でそういったものを、スタンプ会の会員の皆さんと一緒にそういうものを情報共有しながら、個店の名前を出すとかではなくて売れ方、こういうセールをやったらこういう売れ方になったよだとか、そんなようなことというのはスタンプ会の中で情報共有ができればできるのかなというように思っております。

町としてはデータそのものをやり取りだとかということではできませんけれども、そういったことの中身を教えていただきながら、例えば今後のスタンプ会の活動だとか、そういったものに何か支援ができるようなものがあるかだとか、そういうような検討だとかいうのはできるかなというように思っておりますので、まずはやはりスタンプ会の中での皆さん方、会員の皆さん方の中でどうしていくのかだとか、そういったところの協議だとか検討だとかというのはまずは必要なのかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） そうですね。私も分かります。個人情報等々の取扱い非常に難しい。しかし、何だろう、ビッグデータというか、そういう形でその数値を頂いてくる。足寄町の飲食店に関してはこのぐらいの売上げの推移、何となくの、前年に比べたらこうで

すああですという一つの指標になり得るのだと。それをあとは情報を読み取る側がどのように判断をしていくのかと。これをこのコロナ禍だから非常に売上げが下がっているかもしれないと、そうしたときにこういう支援をどのようにしていけばいいのかというところに一つのデータとして使うことができるのではないのかなというふうに考えております。

この辺はしっかりと今後も進めて、連携を今取っていないということではないのですけれども、スタンプ会もまだシステム入れてそんなに日がたっていないものですから、データとしての蓄積というのはほとんどないでしょうけれども、その辺というのはどんどん有効に活用できる一つのデータになっていくでしょうから、その辺はしっかりとデータなり情報なりを共有できるような環境づくりはそのままつくっていただきたいなと、そういうふうに考えております。

今、この質問することによって、デジタル庁が来年の秋に新設されるというところで、デジタル庁の勉強のほうも多少させていただきました。やっぱりいろいろなシステムを行動的に利用しなさいよと。その中でやっぱりデジタル庁のメインではないのでしょうかけれども、今回マイナンバー制度についての話も出ておるようです。今後マイナンバーは免許証とか保険証だとかと合体してくるのだというふうなこともお伺いしております。今盛んにマイナポイントだとかいろいろなこともやっていますね。これ、普及促進というかな、足寄町で大体どのぐらいの普及率になってきているのか、ちょっと簡単でよろしいです。今後足寄町としてどのように考えているのかということをお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（佐々木雅宏君） 現在のマイナンバーカードの普及率ですけれども、11月末の人口が6,670何人だったかと記憶しております。現時点で、11月末時点ですけれども、町のほうで交付した件数というのが

1,103件で、そこから足寄町に転入してきた方もいらっしゃいますし、足寄から転出されていった方もいらっしゃいます。実際に町内で使用できる枚数、使用されているであろうという枚数は988件ということになっております。

今後マイナンバーの使用の方向ですけれども、去年は年間通して83件しか交付はなかったのですが、4月以降296件の交付がありました。6月に消費還元事業が終わりまして、新しくマイナポイントという制度が始まったのですけれども、それに合わせて5月は82件、昨年と同じ件数ぐらいの一月当たりでも交付があったという状況になっていきます。

今後、法務省のほうで戸籍を全国どこでも出せるような仕組みが整えられてくる。それは令和5年度とかそういうところになると思いますけれども、あと国の進め方としてオンライン申請ですとか、ワンストップですとか、いろいろな必要な添付書類をマイナンバーカードを提示することで省略するですとかということで、多分デジタル庁もそういう方向でどんどん進めていくのだろうというふうに考えてございます。

足寄町としても毎月のように広報にも普及のための記事が掲載されていますけれども、マイナポイントが始まってから本当に15歳未満の子供のカードの交付も増えているということもあって、お年寄りにとっては免許等返納すれば証明書はくれますけれども、マイナンバーが重要な証明手段ではございますので、子供から大人まで普及を進めればというふうに考えているところでございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） この質問してよかったのかなと思いますね、実を言うとね。私もまだつくってないのです。ちょっと早急につくりたい。

足寄町これ少ないですね、やっぱりね。だけれども、今後保険証だとか免許証と合体するということはやはりこれ重要なものになっ

て、昔の住基カードとはもう全く性質が違うのであろうなというふうに考えざるを得ない。今後やっぱりマイナンバーカードがどんどんどんどん普及していくということになるのであろうというふうに思います。これはしっかりと推し進めていかなければいけない、国の重要な施策の一つになっていると思いますので、何かつくるのも簡単だと聞いたのですけれども、何かどんな感じでつくればいいのかという質問していいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

○住民課長（佐々木雅宏君） 私も6月につくりましたけれども、写真屋さんで写真撮って、役場なりから申請書をもって貼って送れば、お年寄りはそういうつくり方でよろしいのではないかなと、私は思っております。あとはパソコンなり携帯から写真、自分で撮っておいてそれを送るような形で、QRコードを使って申請するという方法もありますので、パソコンを得意な方はそういう申請でよろしいのかというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 分かりました。ちょっと私も早急に携帯を使ってやってみたいと思います。

次の質問です。

いろいろ質問させていただきました。現在やっぱり足寄町はIT、ICTをしっかりと進めていく中でいろいろな多分私の質問でいろいろなところに、いろいろたくさん使われていくのであろうなというふうに皆さん思っていただけだと思います。

その中で、足寄町の技術者、これ多分僕の思う限りでは1人ですね。この方がもしコロナになりましたよだとか、私もうやっぱり辞めますわといったときに、現状足寄町のシステムの環境、僕下手したら動かなくなってしまわないのかなというふうに思うのです。これ早急にどうにかしなければいけない問題なのかなというふうに思っています。デジタル庁もそうなのですけれども、足寄町と

して1人に全ての環境を任せておくのはちょっと危険なのかなというふうに思っているのですが、簡単に言ったら、足寄町でもデジタル課ではないけれどもデジタル室でもちゃんと立ち上げて、そこの部署が例えば各課のネットに対するものをどんどんどんどん進めていく、やるだとか、ネットワークの関連等々に関して進めるだとかということをやるといったような課をもっとつくっていいのではないかなと思うのですけれども、その辺についてどういふふうに考えられるかお聞かせください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 高橋議員仰せのとおり、今本当に電算のエキスパートの1人がいろいろな行政の事務系の中身もある程度分かって、ソフト会社なりコンピューター会社とつなぎをしてそれぞれのシステムの維持を図っているというところがございます。

今担当職員が主査で、情報管理の主査がいます、その上で室長もいて、室長と主査で業務を配分しながら、室長もある程度把握をしながらやっているところがございますが、私も今の主査の後継者は非常に気になっているところで、例えば人事異動とかでネットワーク、それぞれの人のパソコンを今LANケーブルでこれまでやっていたので、LANケーブルの配置を人が動くことによってその人のパソコンを動かす、LANのIPアドレスを変えるとかというので、そういうことも彼一人でやっていたりして、本当に土日もなくやっていて、誰かもう、てことなるよう者を誰でもいいから探して育ててくれないかなというふうなお話もしているところです。

そういうことも含めて、今後本当に真剣に考えていかなくてはいけないということで、外から人を呼ぶ、もしくは足寄町で育てる、どちらかの方法があるかと思うのですけれども、コンピューターの専門のエキスパートを呼んでも行政内部の仕組みが分からなければ非常に難しい話で、コンピューターと会話ができて人と会話ができない職員、人とかも

結構いますので、そういうことを考えれば今いる職員で、ある程度行政の仕事も慣れてきてパソコン関係も結構得意だという職員を下につけるような形とかということも考えていかななくてはいけないと考えています。

今後、デジタル庁とかも含めて、ある程度業務量が増えていくということで専門部署をとってお話なのですけれども、これもコンピューターだけの話ではなくてほかの業務とのつながりであったりもありますので、ある業務でデジタル関係の仕事があるとしても、ある業務ももとの業務を分かってなくてはつながりというのはうまく進まないところですので、今総務室の情報管理担当というところでは、今の考えるのは総務室の情報管理の担当で室長がいて、今のエキスパートの主査がいて、その下で今の情報管理の主査のノウハウなり技術を伝承していけるような職員で、それがすぐに担当の専任というわけにもなるのか、それとも他の部署との兼任になるかも分からないのですけれども、徐々に業務を継承していった一人で、そのシステムが一人だけしか分からないような状態というのではなくしていきたいと思います。

今の何か危機的な部分になるようなことがあれば、室長もいますし、また核となる部分では電算会社のサポート体制もありますので、彼がいなくなって危機的状況になるかという、そこまでは楽観的ではないのですけれども、そのような感じで考えています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 分かりました。

しっかりと早めに新しい技術の伝承してくれる方をつくっていただきたいし、これ本当にコンピューターはわけわからないですよ。ちょっと崩れたら何かもうネットワークが全くつながらないの、いきなりパソコン止まりましたの、業務が全くできないよと、誰もそこのところでは何も対応できなくなってしまふということがあり得ますので、その辺というのはうまく早急に何とかやっていただき

たいなというふうに思います。

最後に、足寄町こういう高度通信サービスがいろいろとできるようになりました。今、内閣府ではソサエティー5.0とかということで、サイバー空間、仮想空間とフィジカル空間、現実空間を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会をという形で物事を発想して、もう要するに仮想空間ですから、コンピューターがなければもう日本というか、世界が立ち行かないような、その中で新しい技術が生まれて新しい商売が生まれていくような状態になっているのだというふうに思います。これはやはり私たちがこの先生きていく間にどんどんどんどん便利になっていくのであろうと思っています。例えば老人介護にしろ、スマート農業にしろ、いろいろなコントロールができたという時代が変わってってしまうのだと思うのです。昔は黒電話の時代から本当に今は携帯、スマホの時代でこういう状態になっています。その中で、足寄町が取っていかなければいけないスタンスというのにも必ず出てくるのだというふうに私は思っています。今やらなければいけないことは何なのかと言われても、さっぱり分からないですよね、時代の流れが速すぎて。

町長として、今回この光通信網が足寄町に整備されることによっていろいろなことが変わっていくのでしょ。そのときに町長はどのようにこのスマート化なり、この情報化社会を足寄町に取り入れていこうと、そんな具体的なことはないかもしれないけれども、ただそういう思いを私は聞いて最後の質問にしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

非常にこのICTの進化というのは早くて、5年といわず本当に1年1年変わっていくというように状況の中であります。

そういった意味で、今後どう進んでいくの

かというのはなかなか見えないという状況で、私も決してそういう技術だとかに詳しいわけではないのでなかなか分からない部分というのはいっぱいありまして、ソサエティー5.0とか、そういう言葉も知ってはいますが、では実際どうなっていくのかということとはなかなか分かりませんし、スマート農業といってもどんなことができるのか、自動運転だとかそういったものができるよだとかという、今目に見えている部分というのは、こういうことができるのだというのは分かりますけれども、ではこの後どう進んでいくのかというのはなかなか分からないところであります。

ソフトバンクの方だとか、いろいろな方とちょっと話しする機会もあったのですが、ではスマート農業でどんなことができるのですかだとか、ソサエティー5.0だとか、そういったものでどんなことができるのですかというようなことをお聞きしますと、今できていること、そういったものは先ほど言ったような自動運転だとか、ドローン使ってだとかいろいろなことができますよということも言われますけれども、最終的には、では足寄町でどんなことをしたいのですかというところだということですね。どんなことがしたいのかというところがまずあれば、足寄町でどんなことがしたいのかということがあれば、それに対してどういうことができるのかというのがまたやっていかなければならない。またいろいろ技術革新というのか、そういったものでそのやりたいことに対してどういう技術を使ったらそれができるのかだとか、それが実現できるのかだとか、そういったところにつながっていくのだというようなお話も聞いているところです。

そういった意味では、本当にいろいろな技術が進歩してきますよということと、それと足寄町が今どういうことを望むのかといったところがやっぱり一番、これから足寄町としてそういういろいろな技術を使って何をやりたいのかというのをやっぱり考えていかなければ

ればならないのだろうというように思っています。ただ、私の頭の中ではなかなか何をやりたいのか、何をしたいのかといった部分というよりも何ができるのかというのが先に頭に浮かんでしまうものですから、なかなかそういうところが思い浮かばないというか、発想ができないという部分はちょっとあります。でもいずれにしても、やはり足寄町の町民の方たちがどんなことを、これからの足寄町でどんなことがやれたらいいねだとか、そういうことを思われるのかといった部分を十分把握を、把握というか調査しながら今後進んでいくべき道、ICTを使って足寄町でどんなことをやっていくのかといったところを考えていかなければならないなというように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） まさしく足寄町が何をしたいのか、非常に重要な課題だと思えます。その辺の施策いろいろ含めて、今後町長に非常に期待をしながらかじ取りをしていただきたいと思いますと思えます。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、9番高橋秀樹君の一般質問を終えます。

これで、一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。11時25分まで休憩をいたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第2 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂き

ましたので、追加の行政報告1件をを申し上げます。

足寄町第6次総合計画の令和元年度事業実績、令和2年度事業実績見込み及び令和3年度から5年度までの3か年の実施計画について御報告いたします。

総合計画は平成23年度地方自治法改正により、市町村の策定義務はなくなりましたが、まちづくりを進めていく上で指針となる中長期的な計画が必要であるとの認識の下、足寄町第6次総合計画に基づき毎年度実施計画の見直しを行うこととしております。

継続事業では、町道各路線の整備、公営住宅建設・修繕事業、住環境整備事業、上下水道の整備、保育料完全無償化事業、子育て応援出産祝金贈呈事業、足寄高等学校振興事業、農業担い手育成支援事業、中山間地域等直接支払交付金等の事業を各年度計画的に実施しております。

令和元年度の事業実績は、資料1のとおり、主な事業として地デジ難視地区対策事業では、螺湾本町、上足寄本町及び大誉地本町の3NHK共聴施設の老朽化と共聴組合の高齢化などにより、組合運営が困難となっていたため、町として安定的なテレビ視聴環境を確保する観点から地デジ電波の送信対策工事を行いました。

子どもセンターボイラー更新事業におきましては、老朽化などにより故障が続いていたペレットボイラーを更新しております。

高齢者等施設整備事業では、老朽化が著しい芽登小学校の床やトイレ、暖房設備の改修、照明設備のLED化などの工事を行いました。

里見が丘公園再整備事業では、総合体育館、温水プールの老朽化対策事業、バーベキューハウスと幼児用遊具等の整備を行っております。

公の施設整備事業では、芽登集落センターの新設工事を行いました。地元カラマツ材の有効活用を図るため、新たな建築資材として注目されているCLT、直交集成板を一部活

用しております。集会施設と芽登僻地保育所として地域住民に御利用いただいているほか、芽登郵便局も併設し、地域の拠点施設として活用されております。

令和元年度の総事業費は40億3,928万2,000円で、計画に対する執行率は91.74%です。財源内訳は国庫支出金が7億6,462万2,000円、道支出金が1億4,922万5,000円、地方債が12億2,170万円、その他財源が5億2,033万4,000円、一般財源が13億8,340万1,000円となっております。

令和2年度の事業実績見込みは資料2のとおりで、主な事業は指定避難所非常用電源設備整備事業として、災害発生時に活用できるよう非常用電源設備を子どもセンターに整備しております。

次に、町民センター大規模改修事業では、老朽化が進んでいた町民センターの改修工事を平成29年度から4か年かけて行っており、最終年度となる本年度は外壁、屋根等の修繕を中心に各種整備を行っております。

里見が丘公園再整備事業では、街灯の更新や野球場の改修、温水プールの内部改修等を行っております。なお、本年度は6月及び9月定例議会等で行政報告させていただいておりますとおり、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付され、コロナ対応事業を数多く行っております。感染拡大が続く中、その対応は今後も長く続くものと想定しており、国や北海道など関係機関との連携を密にし、感染拡大防止と地域経済対策などにしっかりと取り組んでまいります。

令和2年度の総事業費の見込みは48億3,970万1,000円で、計画に対する執行率が144.96%となっております。計画値を大きく上回った主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費が大幅に増えたことによるものでございます。

財源内訳といたしまして、国庫支出金が1

7億9,059万8,000円、道支出金が1億3,952万7,000円、地方債が12億5,870万円、その他財源が4億7,770万4,000円、一般財源が11億7,317万2,000円を見込んでおります。

次に、令和2年度から5年度までの3か年の実施計画につきましては、去る11月30日開催の足寄町総合開発審議会に諮問し、資料3実施計画のとおり答申を頂きました。

実施計画の概要を申し上げます。

3年間の総事業費として111億4,709万7,000円を計上しており、財源内訳は国庫支出金が22億6,293万8,000円、道支出金が6億7,710万1,000円、地方債が32億9,150万円、その他財源が13億8,541万5,000円、一般財源が35億3,014万3,000円を見込んでおります。

年度別の事業費は、令和3年度が33億9,238万8,000円、4年度が33億6,258万8,000円、5年度が43億9,212万1,000円を見込んでいます。

現在の財政状況や社会環境の変化などを勘案し、新たな視点を加えた計画とさせていただきます。なお、令和5年度の事業費が前年度に比べ10億円ほど増えているのは、特別養護老人ホーム整備事業を予定していることなどによるものでございます。

今後も限られた財源の中で、適切かつ柔軟に対応し最大限の効果を上げられるよう努めてまいります。

3年間の事業につきましては、主な事業を抜粋しました資料4実施計画、令和3年度から5年度、主な事業一覧を御覧ください。

1ページの⑧番、結婚・新生活支援事業は人口減少、少子化対策の一環として、新婚世帯に対し結婚に伴う経済的負担を軽減する事業で、対象となる世帯には新生活に伴う新居の家賃や引っ越し費用等を補助します。補助上限額は1世帯当たり60万円で国の地域少子化対策重点推進交付金を活用いたします。

2ページ④番、特別養護老人ホーム新築事

業では、昭和49年度建設で老朽化が著しい同ホームの新築工事を計画しております。建設から50年を経過する令和5年度を建物完成の目標年度としており、今後、建設位置や規模、構造など、より具体的な検討を関係機関等と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

3ページ⑤番、森林環境推進事業は森林環境譲与税を財源として行う事業で、町の森林資源の充実と森林の有する広域的機能の高度化を図るため、森林環境推進事業補助金交付金規則に基づき、基幹産業である林業の振興を図ってまいりたいと考えております。

4ページ⑤番、総合体育館・温水プール長寿命化改修事業は、経年による劣化が進んでいる両施設の長寿命化、温水プールの内部改修事業などを計画的に進めてまいりたいと考えております。

国、地方ともに、厳しい財政状況が続いている中、収まる気配を見せない新型コロナウイルス感染症への対応も求められており、今後の財政的な見通しを立てることが非常に困難な状況にあります。さらに地方交付税の減少などにより、状況によっては今回の実施計画の内容を修正する必要が生じる可能性もありますが、引き続き行財政運営の簡素効率化と情報収集に努め、国や北海道からの補助金、有利な地方債を活用し、状況を的確に見極めた上で総合計画計上事業の執行を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

以上、追加の行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで行政報告を終わります。

◎ 議案第113号

○議長（吉田敏男君） 日程第3 議案第113号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第113号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

追加提出議案書の1ページをお開き願います。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更をするものでございます。

足寄町過疎地域自立促進市町村計画は平成28年度から令和2年度までの5か年計画で、過疎地域の自立促進のための産業の振興、生活環境の整備、医療の確保、教育の振興など、施策の実施についてそれぞれ項目を掲げまして事業を計上してございます。

今回変更いたします内容は、本年9月の第3回定例会で予算補正の議決を頂きました高度無線環境整備推進事業につきまして、その財源といたしまして過疎対策事業債を申請することとなってございますので、計画に追加いたしたく、2ページをお願いいたします、2ページ別紙の市町村計画のとおり変更することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の市町村計画の一部変更につきましては、去る11月25日に北海道との事前協議を終えたところでございます。

なお、3ページから6ページまでに参考資料を添付させていただいておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま

す。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第113号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件を採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第113号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件は、原案のとおり可決されました。

この際、報告をいたします。

町長から提出の議案第112号令和2年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算の一部を差し替えたい旨、文書をもって議長宛てに申出がありましたので、本件につきましてはさよう差し替えることと御了承をお願いをいたします。

◎ 議案第104号から議案第112号まで

○議長(吉田敏男君) 日程第4 議案第104号令和2年度足寄町一般会計補正予算(第7号)から日程第12 議案第112号令和2年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)までの9件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) ただいま議題となりました、議案第104号令和2年度足寄町一般会計補正予算(第7号)から議案第112号令和2年度足寄町国民健康保険病院事業会

計補正予算(第2号)まで一括提案理由を御説明申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第104号令和2年度足寄町一般会計補正予算(第7号)について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,350万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億6,873万1,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第2目基金積立金におきまして、財政調整基金積立金といたしまして500万円を計上いたしました。

第5目文書広報費におきまして、東京足寄会の中止に伴い報償費や旅費など合わせて192万2,000円減額いたしました。

22ページをお願いいたします。

第14目企画振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、生活交通路線維持対策事業費補助金といたしまして272万8,000円を計上いたしました。

26ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第12節委託料におきまして、障害者福祉システム改修業務といたしまして194万2,000円を計上いたしました。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、特別定額給付金を560万円減額いたしました。

第19節扶助費におきまして、障害者自立支援給付費といたしまして4,550万円を計上いたしました。

第5目後期高齢者医療費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、療養給付費負担金を1,754万7,000円減額いたしました。

32ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予備費、第19節扶助費におきまして、新型コロナウイルス感染症検査費といたしまして100万円を計上いたしました。

34ページをお願いいたします。

第4項病院費、第1目病院費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、救急医療確保経費負担金など合わせて1,526万2,000円を減額いたしました。

36ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、新規就農志向者営農実習奨励金といたしまして150万円を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業といたしましてコロナ対策農業経営継続支援補助金1億1,500万円をそれぞれ計上いたしました。

40ページをお願いいたします。

第2項林業費、第1目林業振興費、第7節報償費におきまして、有害鳥獣駆除報償金といたしまして300万円を計上いたしました。

第11節役務費におきまして、手数料といたしまして246万4,000円を計上いたしました。

第24節積立金におきまして、森林環境譲与税基金積立金といたしまして239万2,000円を計上いたしました。

第3目町有林管理費、第11節役務費におきまして、手数料695万9,000円を減額いたしました。

42ページをお願いいたします。

第4目水源林造林事業費、第15節原材料費におきまして、補修用資材費といたしまして239万4,000円を計上いたしました。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工振興費におきまして、事業継続支援金を630万円減額いたしました。

44ページをお願いいたします。

第3目観光費におきまして、足寄ふるさと盆踊り両国花火大会の中止に伴い実行委員会等補助金を468万円減額いたしました。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目土木車両管理費、第17節備品購入費におきまして、モーターグレーダーを1,278万円減額いたしました。

46ページの上段までになりますけれども、第4目臨時地方道整備事業費におきまして、工事請負費及び負担金など合わせて1,484万9,000円を減額いたしました。

第5目道路新設改良費、橋梁長寿命化修繕事業におきまして、調査設計委託料及び修繕工事費合わせて1,247万7,000円を、道路ストック修繕事業におきまして、調査設計委託料及び修繕工事費合わせて8,742万8,000円をそれぞれ減額いたしました。

48ページをお願いいたします。

第5項住宅費、第2目住宅建設費、第14節工事請負費におきまして、はるにれ団地新築工事請負費など合わせて1,070万5,000円を減額いたしました。

50ページをお願いいたします。

第9款消防費、第1項消防費、第3目災害対策費におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業といたしまして、感染防止衣購入費139万2,000円を計上いたしました。

64ページをお願いいたします。

第13款職員費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定と人事異動等に伴う人件費に関わるもので、第2節給料におきまして一般職給料を300万円減額いたしました。

第3節職員手当等におきまして、特別職期末手当など合わせて1,754万円を減額いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

8ページへお戻りください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金におきまして、新型

コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして1億886万8,000円を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

第6目土木費国庫補助金におきまして、社会資本整備総合交付金を合わせて1億531万2,000円減額し、道路メンテナンス国庫補助金といたしまして3,989万6,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

第18款寄附金、第1項寄附金におきまして、総務寄附金といたしまして500万円を計上いたしました。

第19款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を5,215万4,000円、公共施設建設等基金繰入金を1,500万円、それぞれ減額いたしました。

14ページをお願いいたします。

第22款町債におきまして、辺地対策事業債、橋梁長寿命化修繕事業債など合わせて2,130万円、過疎対策事業債を西町4丁目2号通り整備事業債など合わせて3,830万円、それぞれ減額いたしました。

4ページへお戻りください。

第2表繰越明許費補正追加2件をお願いいたしました。

第3表地方債補正変更3件をお願いいたしました。

以上で、令和2年度足寄町一般会計補正予算（第7号）についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

81ページをお願いいたします。

議案第105号令和2年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億821万6,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明

すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、93ページをお願いいたします。

議案第106号令和2年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,341万5,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、111ページをお願いいたします。

議案第107号令和2年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,801万円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

118ページをお願いいたします。

第1款総務費におきまして、施設等修繕料といたしまして102万3,000円を、発電機購入費といたしまして130万円を計上いたしました。

第2款事業費におきまして、足寄町公共下水道ストックマネジメント計画策定業務委託料130万円減額いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

116ページへお戻りください。

第4款繰入金におきまして、一般会計繰入金といたしまして53万8,000円を計上いたしました。

次に、129ページをお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 町長、すみません。

提案理由の説明中でありませけれども、ここで暫時休憩をいたします。お願いします。

昼食の時間でありませるので、ここで暫時休憩をいたします。1時再開といたします。

午後12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

提案理由の説明、続きをお願いいたします。

町長。

○町長（渡辺俊一君） 午前に引き続きまして、補正予算案の提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算つづりの129ページをお願いいたします。

議案第108号令和2年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,663万8,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

136ページをお願いいたします。

第1款総務費におきまして、介護保険システム改修業務委託料といたしまして196万円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

134ページへお戻りください。

第3款国庫支出金におきまして、事業費補助金といたしまして136万2,000円を計上いたしました。

次に、139ページをお願いいたします。

議案第109号令和2年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ944万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,148万5,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、主に給与改定等による人件費に関わるもので、特に説明すべき事項がございませんので省略をさせていただきます。

次に157ページをお願いいたします。

議案第110号令和2年度足寄町後期高齢

者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ552万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,415万2,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

164ページをお願いいたします。

第1款総務費におきまして、後期高齢者医療システム改修業務委託料など合わせて127万8,000円を計上いたしました。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、事務費負担金を140万3,000円減額し、保険料等負担金といたしまして564万9,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

162ページへお戻りください。

第1款後期高齢者医療保険料におきまして、後期高齢者医療保険料現年度分といたしまして737万4,000円を計上いたしました。

第2款繰入金におきまして、一般会計繰入金など合わせて231万8,000円を減額いたしました。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

167ページをお願いいたします。

議案第111号令和2年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の総額に、収入支出それぞれ89万6,000円を追加し、収益的収入及び支出の総額を収入支出それぞれ1億7,553万3,000円とするものでございます。

第3条において、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費について、職員給与費59万4,000円を追加し、3,325万7,000円とするものでございます。

収入支出の内容につきましては、主に給与改定による人件費に関わるもので、特に説明

すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

179ページをお願いいたします。

議案第112号令和2年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の総額から、収入支出それぞれ7,357万円を減額し、収益的収入及び支出の総額を収入支出それぞれ11億9,168万6,000円とするものでございます。

次に、資本的収入の総額から収入20万7,000円を減額し、資本的収入の総額を7,917万6,000円とするものでございます。

資本的収入の予定額の補正に伴い、予算第4条本分括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を3,138万5,000円に改めるものでございます。

180ページをお願いいたします。

第4条におきまして、企業債補正変更1件をお願いいたしました。

第5条において、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費について、職員給与費を7,341万円減額し、7億5,677万9,000円とするものでございます。

収入支出の内容につきましては、主に給与改定等による人件費に関わるもので、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

以上で、議案第104号令和2年度足寄町一般会計補正予算（第7号）から議案第112号令和2年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）までの説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第104号令和2年度足寄町一般会計補正予算（第7号）の件の質疑を行います。

18ページをお開きください。

歳出から始めます。

款で進めます。

第1款議会費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、18ページから24ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に参ります。

24ページから32ページ、第3款民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、32ページから34ページ、第4款衛生費。

はい、どうぞ、2番。

○2番（高道洋子君） 衛生費についてお伺いします。

33ページの19節扶助費ですね。そこに100万円の予算計上されておりますが、新型コロナウイルス感染症検査費ということで計上されております。後ろから2枚目の資料の予算説明書をしっかり読ませてもらっておりますが、このことについてもう少し詳しく説明願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの御質問にお答えいたします。

200ページの予算説明資料を御覧ください。

事業目的につきましては、ここに書いてあるとおり、重症化するリスクの高い高齢者等を対象に任意で検査をする場合の検査費用の一部を助成するというを目的としております。

内容としましては、PCR検査をする方に対しての助成を行う予定でおります。対象者は65歳以上を、または高血圧、糖尿病等の基礎疾患を有する方でして、実施方法ですけれども、希望する方が町へあらかじめお電話でお申込みといいますか問合せを頂いて、そこで御本人の状況を御確認して、例えば発熱

があるですとか、喉が痛いですとか、そういう場合につきましては行政検査の対象になるかと思っておりますので、そういう方については相談センターとかそういうほうへ相談していただくということにしておりまして、ここで対象とするのは例えば不安とかがおありで何らかの不安が、体調が悪いけれどもというような方を対象に、任意検査を受けたいという方に対して任意検査の費用を助成する予定であります。なお、協力機関については、今のところ帯広を予定しております、その方がこの助成というか、こちらの想定するような体調の方の場合は帯広の協力機関のほうを紹介して、そちらで検査を御自分で行って受けていただいて、一旦検査費用については御自分で全額支払っていただきまして、その領収書を持ってきていただいて、町で償還払いをする予定でございます。

検査費用につきましては、1人2万円までを国の補助金をもらって、1人2万円までを助成する予定であります、検査費用が一般的に2万5,000円とか3万円とか言われておりますので、2万円を超える分については、例えば2万5,000円だったら5,000円御自分で負担で町から2万円補助、2万8,000円だったら8,000円御自分で負担していただいて2万円を町が補助とか、2万円以下の場合でしたら5,000円は御自分で負担していただくとか、そういうようなことを今のところ予定しております。

結果につきましては、町のほうで助成することもありますので、御本人の了解を頂いて報告を、検査の結果を報告いただくというようなことを今のところ想定しております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 分かりました。

協力医療機関というのは、当初私は町長の御答弁の中では地元病院かなというふうに思っていたのですが、今朝の新聞とか今の課長の説明では帯広市内ということなの

ですね。それでびっくりしたというか、これはなかなか希望しても、例えば65歳該当または糖尿病やらそういう基礎疾患があった人でも、まず車がない人はだめだなと。それから車があっても運転、帯広していけない人もだめだなというふうになってくるとなかなか、車の運転ができて家族が例えばいて、そういう人でないとだめだということになると、ちょっと厳しいかなというふうには、特にそういう基礎疾患持っている人は厳しいかなというふうには思ったわけでございます。

それともう一つ、50人というふうには2万円掛ける50人ですけれども、そういう厳しい反面、65歳以上となるとたくさん人も高齢者がいるわけですし、50人で足りるのかなという、元気な人が行く分には、それから50人で足りるのかということ、将来足寄町でも上士幌町のようにそういう機械も補助して、地元で3つの病院があるわけですが、そういうところでできないのかなという点を伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの御質問なのですけれども、1点目の御自分で行けない人は難しいということなのですけれども、どちらかという元気な人というよりはちょっと体調が悪い方が受けたいのかなというふうには思うのですが、本当に、これはあくまでも任意検査ですので、本当に体調が悪く悪い方というのは病院とか、相談センターとかに相談していただいて行政検査が受けられるのかなというふうに思っております。

これはPCR検査を受けて自分の体調管理をされるというものの一つなのかなというふうに思いますが、なかなか地元で受けるといっても、任意検査ですとやっぱり検査機関に出すと検査機関のほうでこれだけ、何なのでしょうかね、濃厚接触者とかの検査が増えている中であまり元気な方が任意検査をするというのは、そういうところの検査機関への圧迫にもなるのかなとかというふうにも思っております、御自分で行ける、もしくは

こちらで近くで任意検査をできる病院があるのであれば、そちらを御紹介することは可能かと思うのですが、こちらのほうで押さえている医療機関が帯広だったものですから帯広のほうにお願いをしようかなというふうに今のところ思っていますので、近くでできればというのはありますが、近くには今のところ任意検査を受けていただけたところはないので、このような設定としていますので、そこは御理解いただければというふうに思っています。

あと50人という設定なのですがけれども、元気な人がお受けになりたいという場合はあるかもしれませんけれども、先ほども言いましたけれども、検査機関のほうに元気、でももしかしたら無症状でそういう方がいらっしゃるかもしれませんけれども、何らかの体調不良とか、もしかしたら濃厚接触には当たらないけれども何らかの接触があったかもしれないと不安に思うような方とかに受けていただきたいと思っておりますので、すごく元気な方が受けてみたいとかというのはちょっと御遠慮いただこうかなというふうに思っておりますので、50人の設定としております。

あと、足寄の中でもできないのかということですがけれども、任意ではない検査の対応というのは検査の、昨日の病院事務長とかも申しましたけれども、任意でない検査ということの協力を頂ける医療機関は町内にもありますけれども、任意となりますとなかなか人手の問題ですとかもございまして、なかなか厳しいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 分かりました。

できれば町内でそういう任意検査もできて結果も町内でできるのなら、早くて安心していただけるかなというふうに思うわけです。

あともう一つ、一旦検査費用を全額2万5,000円を負担するということですがけれども、これ財源もはっきりしていますし間違

いない財源、いずれ入ってくる財源なのでからこれは全額というか、全額ですね、そして後で5,000円を払ってもらうという、5,000円だけ窓口で払って町の助成金は本人に払わせないという、そういうことはできないのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 今のところ、協力医療機関のほうとの話合いの中では、全額払っていただいて償還払いをするというようなことで協議をしているところですので、ちょっと御理解いただければというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に衛生費、ございませんか。

3番。

○3番（進藤晴子君） すみません。今高道議員の質問にちょっとつけ加えまして、これを聞いたときに対象者を選定するのが大変、保健師さんが多分お話を伺うのだと思うのですがけれども、町民の、大変だと思うのです。1の65歳以上と、あと2の高血圧、糖尿病などの基礎疾患を有する者、ここで切れば簡単だとは思いますが、先ほど言っただけで3番目の何となく感染、そういう機会があったのだけれどもとか、そういう部分をどのように町民に知らすのかということですが、どのような表現でどのような項目をそこで出すのか。もめると思うのですが、その辺を伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） お答えいたします。

まず対象者は65歳以上の方と高血圧、糖尿等の基礎疾患を有する方という2つの条件がありまして、65歳以上の元気な方というのは対象にはまずならないのですが、65歳以上だけでも結構な人数いらっしゃいますので、そこでどういうふうに判断するかというのは本当に、今おっしゃるようによつと難しいところかなとは思いますが、やはりこ

ちらのほうから体調を伺って、先ほども言いましたけれども、本当に行政検査の対象になるような体調の悪い方については相談センターのほうに行っていただく。そうではない方で体調不良だというような、現在ですね、現在体調不良でコロナの心配があると、コロナの心配というよりは自分の体調に不安があるという方については検査を受けていただくかなというふうに思っています。

まだ、問診の内容とかはまだ詳細にはまだ決定はしていませんけれども、50人しかいないということで確かに殺到してしまうことももしかしたらあるかなとは思いますが、申し込み期間といいますか、受診期間というのもこの時期からですので、3月までの短い期間ではありますので、町民に広報等で周知をしていきながら受検をしていただくかなというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） もう一つ確認です。

今課長のおっしゃいました体調不良という言葉ですけれども、それは高血圧とかその辺の持病を持っていらっしゃる方というふうに捉えてよろしいですか。であれば、元気な方もいらっしゃるわけですが、普通に言うと。例えば道内の孫のところに行きたいとか、だからその前に確認したいのだよとか、絶対いると思うのです。その人たちの場合もやはり受けられるということですよ。そう捉えてよろしいですか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） お答えいたします。

対象者になっている方で体調が不良であるという場合については対象になると思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

あとお電話で確認を最初するとおっしゃってましたけれども、病気を持っていたら

る方は何の病気で薬を飲んでいるかということがかなり分からない方がたくさんおります。その辺の確認もする予定ですか。お薬手帳とか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの御質問ですけれども、電話による申込みということで、電話または来所ということで予定をしておりますけれども、お薬手帳を見せていただくというのは確かにあるかもしれませんが、その何かの証明を持ってきてくださいというわけにはなかなかいかないかなと思っております。診断書を持ってきてくださいというわけにもいきせんので、あくまでも御自分からの申告によるものなのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

○議長（吉田敏男君） 他に衛生費ございませんか。

4番。

○4番（榊原深雪君） 衛生費の第4款の35ページの病院費のことだったのですが、救急医療確保経費負担金1,088万4,000円の減額はこういったことなののでしょうか。説明をお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） 関連がございますので、私のほうから御説明させていただきます。

まず、人事院勧告によります給与改定分ですね、それプラスドクター1名こちらが採用できていないということで、この部分の係る人件費について減額をしております。

また、看護師ですとか、その他清掃等の会計年度任用職員、こちらの方の人件費の部分も確保できていない部分がございますので、こちらが減額になったことに伴いまして、一般会計の負担金の部分が減額になったということがございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） これは何名分ぐらいの金額なのでしょう。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

まずドクターが1名です。看護師がたしか3名分ですね、3名分です。あと清掃ですとか看護助手の分ですね。これが会計年度任用職員として、助手が2名の清掃が1名ということになってございます。

ほとんどがドクターの給料の部分が大方を占めているということでございます。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に衛生費ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは次に参ります。

34ページ、第5款労働費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に参ります。

36ページから42ページ、第6款農林水産業費。

11番。

○11番（木村明雄君） ここで農業振興費、36、37ページですけれども、農業振興管理費についてお伺いをいたします。

この件については町長の行政報告がありました。

肉牛、酪農、畑作合わせて4億9,100万円の減収となったわけですが、今年はコロナ禍があり、天候にも恵まれず大変な苦しい年になりました。私は賛成をいたしますけれども、1億1,500万円を足寄農業協同組合に補助をするわけですが、農協の締めは12月であります。できることであれば、年内に農業者に配付をしてあげたいものと考えられるわけですが、これについてできるのか、この辺お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

今回補正予算で予算を補正させて、これが議決というか可決されて後のスケジュールということでお話ししますと、来週早々に農協から補助申請を出していただいて、それを基に速やかに農協に概算払いして、その後なのですけれども、農協と考え方としては年内、うちのほうの概算払いを出しますので、年内に農協も概算払いするというふうなお話を聞いております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） 分かりました。

これやはり2月だ3月だということになれば、来年の営農ということもあるわけで、この辺について年内にひとつよろしくお伺いをしたいと思います。

それでは次の質問、配分方法についてありますが、農協が配分をするのか、それともまたは役場サイドで配分を決めていくのか。これは金のことでありますから、もし万が一にも農業者から不平不満が出るようなことは、また騒動だなどということはないかもしれませんが、絶対にあってはならないことであります。農業者の皆さんが納得のいく方法で進めていただきたいものと考えます。

これ大きな金額であります、丸投げというのかな、ちょっと語弊があるかな、丸投げではなくこれについてしっかりと真剣に指導をし、進めていただきたいものと考えますが、これについてお伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

まずもって、この1億1,500万円の算出した町の根拠ということでまず説明させていただきます。

行政報告の中で農協に対する減収額が4億5,000万円ありましたよという、その中からうちの町のほうとしてもその減収額が出た参考数値があるのですよね。それからうちのほうは積算させていただいて、まず和牛の

部分についてなのですけれども、これについては市場価格の元年と2年の差額分、おおむね16万円ちょっとぐらいあるのですけれども、その10分の1程度ということで切り上げて定額の2万円で、それと10月までは、今年の1月から10月までは販売実績持っているのです、あと11、12の見込額の数字を掛けて出ささせていただいて、数値が和牛の部分では3,280万円、それと酪農の部分も和牛と同じような考え方をさせていただいて、和牛の部分の販売価格の差額というのはおおむね10万円から11万円ということで、定額1万円という形で、これも同じ販売頭数、市場販売頭数、これも同じ考え方をもちまして、2,865万円という数字、畜産関係につきましては6,145万円と。そして、農産の部分については、行政報告の中にもありましたけれども、豆類、これの生産原価額と相場額の差額の平均額、これが1俵当たり3,500円ということで、あとはそれに年間の総出荷総収量というのですか、それを掛けまして5,355万円というふうな計算をして、合わせて1億1,500万円という町の算出を、積算をさせていただきました。

これをもとにうちのほうも、行政報告の言葉になるのですけれども、うちは中山間地域で条件不利ですと、そういった形の中から一定程度この影響、減収額に対する支援もしなければならぬという方向性もあって、先ほど木村議員も言ったように、農業の生産意欲の向上、それと生産拡大と明日につながる営農という形の中で、それを維持していただくための支援ということで積算させていただいた金額であります。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他にございますか。

6番。

○6番（熊澤芳潔君） 今、ただいま木村議員のほうである程度細かく説明を受けていま

したので、私のほうからも若干何点か質問したいと思います。

まず最初に、これだけ大きな1億1,500万円ということでございますので、できれば予算説明資料がなかったものですから。

失礼しました。農業振興費の37ページの18節ですね。同じように1億1,500万円の関係でございます。

それで、1点目はまず予算説明資料がなかったということで、できれば予算説明資料を本当は審査したかったのですけれども、なかったので聞けなかったということもありません、予算説明資料を提出していただきたいと、議長お計らいをお願いいたします。よろしいですか。

○議長（吉田敏男君） ちょっとお待ちください。

予算資料を、説明書を提出してくれと、そのことをまずやるわけでしょう。ちょっと待ってください。（「議長にお願いするのだけれども」と呼ぶ者あり）

説明資料なくても、今の木村議員の説明と同じでしょう。（「予算額としては先ほど言ったような話で額は同じです」と呼ぶ者あり）

額は同じなわけでしょう。

先ほど質疑の中で、説明資料はありませんでしたけれども、本来はつけなければならなかったかもしれません。それで、木村議員の質疑の中でもう答えが出ているのですね。それは変わらないということですから、そのようにちょっと捉えてください。

6番。

○6番（熊澤芳潔君） もう少し中身を私知りたかったのだけれども、これからも勉強することもあると思うので、できれば提出願いたいのですがね。

○議長（吉田敏男君） そうですか。中身。

○6番（熊澤芳潔君） これ通常こうやって予算説明資料というのは詳しいですよ。これきちんとこうやって書いていただいて、例えばこれから聞くのですけれども、農協の戸

数が何戸ある、足寄町、それから農協以外の戸数が何戸あって、全体で何戸ですよとか、戸数とかいろいろな金額書いてあるわけでしょう。そういったこともできれば書いていただきたい、提出していただければなと思ったのですよ。それでお願いしたのですよ。

○議長（吉田敏男君） なるほど。それ質疑で戸数だとかすぐ分かりますから、質疑ではだめでしょうか。

○6番（熊澤芳潔君） いや、いいですよ、質疑でも。どうしてできないのですかね。分かりました。

○議長（吉田敏男君） そうしたら質疑で。

○6番（熊澤芳潔君） 質疑でやってくださいということですか。

○議長（吉田敏男君） お願いします。

○6番（熊澤芳潔君） そうしたら、ちょっと納得いかないのだけれども、質疑でお聞きします。

まずこの支給の根拠だとか、それから対象人数だとかということでお聞きしたいのですが、今、ただいま木村議員の中で農協を通してというような感じであったのですけれども、これは全戸、足寄町の農業者全戸を対象ですよ。お聞きします。

○議長（吉田敏男君） ちょっと待ってくださいね。組合員だな。いいですか。

答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 先ほど経済課長のほうからお話しさせていただきましたけれども、積算額、今回のコロナに関しての農業の影響額というか、減収額といいますか、そういったことでいくと4億9,000万円ぐらいの額が出てきていて、それに対して町として、ではその影響額に対してどれだけの支援をしていこうかという部分で、先ほど積算額を申し上げました。それで、トータルすると1億1,500万円というような額になったということになります。

最終的にこの1億1,500万円を農協に補助をして、先ほどの木村議員さんからもお話ありましたけれども、丸投げにしないでと

かということでお話頂きましたけれども、あとその中身については、支援をする中身については農協の中でまたこの原資の中で、農協の中で十分議論をしていただいて、農業者の方たちに公平公正にきちんと支給ができる、誰からも不満の出ない、不満は多少出るかもしれないかもしれませんが、全員が満足するという形にはなりません。いずれにしても5億円近い減収がある中で町として支援できるのは1億円ぐらいですから、ですから減収をそのまま補填できるわけではないので、皆さんが十分満足できるという金額には多分ならないです。ならないですけれども、その配分については農家の方たちが不満、自分は少ないだとか多いだとか、そういったような不満のないようにきちんと農協の中で検討していただいて、配分をしていただくということで考えております。

その中には、先ほど積算した中では、組合員の皆さんの、農協の組合員の皆さんの積算額でありますけれども、農協の方と話している中では、やはり町が補助をするのだよ、補助をするというか支援をするのだよということでは、組員だとかということではやっぱりとどまらないだろうと。やっぱり農業やっている人たちはみんなに支援をするということになるのではないのかということでお話もありまして、今回の支援の中では、配分する段階では組員さん以外の員外というのですかね、そういう方たちも含めて配分をしていただくということで農協さんと話しているところであります。

以上でございます。

そして、戸数は組員さんで全部で203戸の農家が、農家ではなくて組員さんがいらっしゃるって、組合に入っていない方も22人いらっしゃるということで、全体では225人ということのようでもありますので、最終的な配分というか、それぞれ支援をする方たちの人数については225人になるというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 中身は分かりましたけれども、そうするとこの申請だとか何とかは農協さんが町の肩代わりをしてやるよと、そして配分も農協さんがやるよと、組合員以外の方も足寄町きつと、ちょっとあれなのですけれども、いろいろな農家さんがあるよね。この22戸ちょっとどうなのかなと思うのですけれども、いろいろな農家があるのですけれども、そういった意味では農協さんが全員の方にきちんと公平に、先ほど木村議員も言っていた不公平感のないようにきちんと責任持ってやると、これは恐らく中身どういう形でやったかということは監査員の方も恐らく聞いていると思うので、恐らく監査の対象になるかどうか分かりませんが、そういったこともなってくるのだらうなと思うものですから、私たちは、私はちょっとお聞きしたかったですよ。それと、そういうことです。

それから考え方なのです、根拠。要するに、今まで持続化給付金だとか定額、何と申しましたか、定額給付金、特定定額給付金の2種類がありましたよね、今までね。持続化給付金は200万円ですよ、それから何ぼ以上は500万円ですよとか、それから今度定額給付金は10万円ですよという考え方があるのですけれども、これがどちらがいいかということなのですけれども、今先ほど聞くと、和牛だとかそういった酪農とかということになっているようでございますので、そういった、さっきも言ったように、きちんと不公平感のないように支援資金でもあるのでしょうか、これは。間違いなく支援資金ということでは、確認したいのですけれどもいいですね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 先ほども申し上げましたように、国では確かに持続化給付金だとか定額給付金でしたか、というのは国からの支給の部分でありますよね。今回のやつについては、当然国からの支援も受けながら、国

からの交付金も受けながら町が独自でやるという形の事業となります。

それで、当然先ほども言いましたように、町から農家の方個人個人に直接支援という形もできなくはないですけれども、やはりその部分でいけば農協にお願いをして、農協から交付していただくというほうがスムーズに、言ってみれば口座番号だとか何かそういうようなものだとかも含めて、比較的早期に支給だとかそういったものができるのだらうなというように思っています。そういった意味で、農協に補助金という形で交付をして、農協がそれぞれの農家の方たちに配分をするというような形になるのかなというように思っています。

その配分の方法については、先ほども申し上げましたように、本当に不公平感のないように農協のほうで十分検討していただきながら配分をしていただくということで考えておりますので、その部分については当然補助金でありますから、補助金を出せばそれに対して実績報告だとか、そういったものも町で上がってくるわけですから、実際にどういう形でどのどの農家の方にどれだけの金額が支給されるだとか、支援金が支給されるかだとかというのは当然分かってきます。ですから、そのあたりは当然来年の決算審査だとかそういったところでも当然議員の皆さん方に見ていただくような形になるかなというように思っております。

それから支援金でありますから、損失補償ではありませんので、損失をそのまま補償するとかそういう形にはなりません。ですから、本当にいろいろとこれ影響が、減収だとかということで影響が出ましたよと、その中のある意味お見舞金のような、お見舞金という言い方はちょっと変なのかもしれませんが、来年もまた頑張ってくださいねという、商業者の方だとかにも支給しましたけれども、そういうような意味合いでの、今年の損失大きかったですよねと、だけれども、来年もまた頑張ってくださいませよう

ねと、事業継続していきましようねという、そういう意味合いでのお見舞金というのか支援金というのか、そういう形で支給をさせていただきたいなと思っているところでありませう。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 私も今言った、町長が言った来年もまた頑張つてねということが強いような金額、お金なのかなという気がしますので、やっぱり不公平感というか、そういうことのないように、漏れることのないように支給をしていただきたいたいということでございませう。その中では、やっぱりいろいろな国の対象だとかいろいろな、そういった今いろいろなデータがあるものですから、そういったことからいうとちょっと木村議員お聞きした中身を若干見ますと、かけ離れている部分があるのかなという気がしますけれども、そういった考え方のもとに不公平感のないように、また全農家の方が来年も頑張つていくというような形になるように支給していただければなというふうに思ひませう。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

11番。

○11番（木村明雄君） ここで組合員以外が大體何人か、20人くらいいるのですよね。これはどういう人なのか、ちょっと分からないわけなのだけれども、これ決め方にもあろうかと思うのですよね。そして、それとここで見ると、足寄農業協同組合という組織にまずは組織という形の中で入っていく、その中で、今度この20名にもまたこれよりまたそこから取つて振り分けるというのはちょっとどうなのかなという気もしたわけなのです、今、私。ここで、やはり農協の組織の、そして組合員に入れるということであれば、そうしたらこの20件の農家はどうかのだと。これはその枠から外れるのかということにもなつてくると思う。農業協同組合に入れるということであれば、そういうこと、私はそう思うのだけれども、その辺どうなの

か。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今回の1億1,500万円の中には、先ほども申し上げましたように、対象者としては農協の組合員、そして組合員以外でも農業をやつていらっしゃる方が20人くらいですか、くらいいると。その人たちも含めて農協にお願いをするということにしておりませう。

それは、確かに組合員と組合員ではない人たちといて、農協に補助金を出して、組合員以外の人たちにまで配るのかというような話になるのかなというふうに思ひませうけれども、そこは農協としてもやはりこういう状況の中で農業をやつている人たち、確かに組合員と組合員でないという、そういう差はあるけれども、でもやっぱりここで支援をしていただきたいたいということでお話来たときに、農協の組合員だけということにやっぱり、町がもしも出すのだとすればやっぱり農協の組合員だけということにはやっぱりならないのではないかと。やっぱり農業をやつている人たちみんなを対象にするほうがいいのではないかと。というようなお話も頂いて、その部分については組合員ではないけれども、農協として農業をやつている者同士でありますから、その部分の支援も併せてやらせていただきますよということでお話を頂きましたので、そういう形の中で、木村議員おっしゃられるように、農協に補助金出したら何で組合員以外の人にまで出すんだ、そこで出さなければならぬのだというような話にも確かになるかもしれないけれども、そこは一緒にやつていただくということをお願いをしたいなというふうに思ひませう。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） 先ほども私言ったように、これはやっぱり金の問題ですから、ですからね、これは後からいざこざがあつてはやっぱり困ることだし、まして町関係の金だからそういうことを考えたときには、やっ

ぱり後腐れのない形の中でしっかりと話し合いをして指導をして、そして決めていただきたいと私はそう思うので、ひとつよろしく願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） いずれにしても農協にお願いをして農協の中で不公平感のないように、きちんと交付をしていただくということがまず第1番目に重要なことだろうというように思っているところであります。ですから、そのあたりについては農協とも今までの支援の中でも話をしながら、町から出るお金が不公平感があってみんなから不満が出るだとか、そういうようなことがないような方法できちんとやっぱり支給しなければだめ、支援をしていかなければだめだよということでお話をしながら、今回の支援についての決めてきているところでありますので、いろいろと御心配頂いておりますけれども、そのあたりについては農協とも十分そういう心配もいっぱいあるのだよということも含めてお話をしながら、不公平感のないような、みんなが町からの支援も頂いてよかったなと言ってもらえるような形で支援をしていければというように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に、12番。

○12番（井脇昌美君） 私どもの実は所管の問題で、経済課からしっかりと説明も受け、皆さん受理したわけなのです、そういう経過なのですけれども、ちょっと今1、2点、意外として今農家戸数、当時にはお聞きしたときは205戸だよということが今225戸に数値的にもこうして変わってきたということで、員外さんということで、町長はいろいろな中に勇気づける経営の継続をもとにこれは支給されるのだよと、おっしゃるとおりなのですけれども、これは組合員と非組合員と均等にやるということは果たして生の身でできるのかな、本当にと。さっきそれを恐らく熊澤議員さんがどこまで公平にできるの

だろうと。それは経済課できちんとチェックはされるのですね、それは。均等になされると根拠に基づいて、経済課長が、あなたが窓口ですから、以前にあった笹の問題の同じことを繰り返すようなことはないように、しっかりとチェックできるのですね、それ。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

今言っているように、農協からきちんとした公平性含めて、申請出てきた場合については、やはり適切な配付方法を含めてきちんと中身を精査させていただいて、なおかつその内容もきちんと理事者に報告しながらきちんとして進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 承知いたしました。

予測されるのですけれども、恐らく後からいろいろな苦情出ると思います。正直言うと、それが現実なのですけれども、何とかそれが軽微で本当にみんなの、町長の意のある意見が通るように本当にありがたいと、まず思っただけならば成功でないかなと、価値あるのではないかなと思うのですけれども、一つだけ言葉尻取るようですけれども、週明けに課長が概算払いをすると、これもまた新たな耳にした数値、私はこの議会さえ通れば、すぐ敏速にこの1億1,500万円というものは農協にそれがきちんと移されて、農協のほうで、言わば基本的なこういう、何とか、配分に基づいた、しようとする中ですぐ敏速に年内に一日も早く1時間でも早く、言わば生き金として使ってもらえるような配分をされると思っていたのですけれども、概算払いとなると、概算というのは大体8割から8割5分を普通は概算というのです、概算といたらね。我々が通常言っているのはですよ。でもあくまでも概算というのは、おぼろなのです。概算払いと課長言いました

ね。その概算払いという表現でいいのですか、それ、こういう高額な金額を。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） この会計の用語でございまして、補助金というのは本来であれば確定した事業に対して補助金を支出すると、これが確定払いで、また農協さんでびっちり配分の方法、誰々に幾らという額まで決まらない中では概算払いというような伝票の切り方、支出で、精算払いなのか概算払いなのか前払いなのかというのでいえば、用語的に概算払いという形になります。

副議長おっしゃるとおり、概算払いというのと大体8割とかやっていますけれども、今回に関しては事前の打合せの中では1億1,500万円全額を概算払いさせていただいて、きちんと、1億1,000万円ですか、すみません。500万円まだ置いておいてですね。1億1,000万円概算払いという伝票の切り方をして支出をして、そこできっちり精査をしていただいて、12月中に農家の方々に行き渡るような予定で農協のほうとは話をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 概算払いの言葉の内訳については、今副町長おっしゃっているような形なのですけれども、うちのほうと考えているのは、実は全てが確定するのが今12月の市場入っています。いろいろな形が入っているので、確定するのが1月中旬ぐらいには全ての数字が確定するというふうに聞いたので、それからでないとなれば精算できないということも含めまして、まず最初に一旦1億1,000万円を言葉で、うちのほうの事務手続の言葉上概算払いというふうな形で、まず1億1,000万円速やかに、申請等そういうのがきちんと精査して承認させていただければ速やかに農協のほうに支払いすると、そういう意味での概算というふうな形で御理解していただければと思っております。残り500万円については、全てが確定

したらそこできちんと精算して、実績報告と同時に精算するという形で対応させていただきたいというふうな形で考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に農林水産業費、質疑はございませんか。

7番。

○7番（高橋健一君） 私はその補助金の使い道ではなくて、そもそもが国から来る交付金ですね、その使い道と、その配分の方法にちょっと素朴な疑問を感じました。

2億6,000万円ぐらいの交付金が来ているのですか、そのうち農業関係で1億1,500万円ということは45%ぐらい、この農業関係につき込まれているということなのです。非常に素朴な疑問なのですけれども、やはり私などはコロナで大変だということと医療関係とか、そういう予防関係とか、一番目に入るのは飲食店ですよね。これがすごく打撃を受けるはずだから、私はそっこのほうに比重が多くこの補助金が使われるのかなと、そう思っていましたけれども、いろいろ話を聞いて、私反対するわけではないのですけれども、いろいろ限られたお金の分配するということは非常に大変だなと思いましたけれども、これからコロナもどんどんどんどん迫ってきています。ひょっとすると足寄にももう感染者がいるのではないかと、そういううわさも飛び交っている現在、どんどんどんまたお金がかかってくると思うのですよね。そのための準備をするのにこういう資金、この交付金をきちんと残しておかなければいけないのではないかと考えていたのですけれども、要望なのですけれども、何か一言あったら、今後の対策を含めて説明を頂きたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今の配分の方法とかという部分もありますけれども、今回地方創生臨時交付金ですか、コロナの対応のための交付金というのがありまして、2回、最初が

7,670万円でしたかね、ぐらいが足寄町に交付されますよと来て、その後の2億6,800万円ぐらいの金額になっているのですが、トータルすると3億4,400万円ぐらいですか、ぐらいの金額が足寄町に来ております。

商工関係、継続事業交付金だとか、それからプレミアム商品券だとか、そういったもの全部ひっくるめて、ひっくるめてというか足していくと約1億円ぐらいになるのです。確かに実績として少し落ちるかもしれませんが、約1億円ぐらいのお金を支給をしています。今回の農業関係で1億1,000万円とかというのが金額になっています。これは金額の大きさがどうだこうだという話ではないのですけれども、そのほかにいろいろな形で感染対策の部分の備品を買ったりだとか、支援をしたりだとか、そういったものも実際その中でやっているところであります。

それについて、今まで行政報告等やっている中での一覧表だとか見ていただけると、今まで対応してきた中身が分かるようになるのかなというように思っておりますけれども、いろいろな形で感染対策の本当にコロナに感染しないための費用だとか、それから経済に対するその影響額に対する支援だとか、今回の農協の支援もそういう形の中で一貫してやっているという形でやってきております。

今の状況でいきますと、大体今まで来ているそういう交付金を大体、ほぼほぼ使い切っているような状況になっていまして、今までのところでいくと大体11月ぐらいに、大体今まで頂いてきた3億3,000万円ぐらいの金額については、一旦精算が大体12月中ぐらいということになっていましたので、ある程度やっぱりこれまでの間に支援できるものは支援したいという形でやってきております。

今回3次補正が政府のほうでまた出されてきていますので、その中でもまた今後の部分でそれぞれ自治体に下りてくるお金が多分金額幾らか分かりませんが、総額でいけ

ば1兆5,000億円でしたか、ぐらいの金額が積み残しているということをお聞きしておりますので、足寄町にもどういう配分になってくるか分かりませんが、幾らかはまた支援のためのお金が来るのだらうというように思っています。

そういったものも今後の支援、これから年末、そして年度末というところまで向かって、まだまだコロナの影響というのはすぐには終わって影響がなくなるというわけではないですから、これからはまたそういう部分でいろいろな形で対策をしなければならないということになりますので、今後の部分についてはまたその第3次の補正だとかを、それを全部当てにしてということにはならないのかもしれないかもしれませんが、そういうものも来るといっても含めて、また対応を考えていかなければならないと思いますし、まさに今非常に北海道もそして十勝もだんだん感染者が増えてきているというような状況の中で、今後に向けてどういう対応が必要なのかといったところを今後も検討させていただきながら、そしてまた議会の皆さんとも御相談させていただきながら、もしかすると、行政報告の中でも申し上げましたけれども、時間的に御相談する時間がないというようなことができたときには、随時専決処分だとかというような形で支援だとか、感染対策だとか、そういった事業を実施させていただくようなことももしかしたらあるかもしれませんので、そういった部分も含めて御理解いただければというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） 限られたお金ですので、不公平感がないように有効に使っていただきたいと思います。

終わります。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

4番。

○4番（榊原深雪君） 農協さんが窓口

なってこの支援金を受けるということですので、農協さんの加盟の農家さんでなくてもこうやって支援金を受けるとのは、町長のこの支援金の目的、応援をするための、今後も頑張っていたきたいという趣旨ですので、農協の加入者とかそういうことではなくして、やはり広い、皆さんの広い心で不公平感を持たないように分けていただくようにしていただきたいなと思います。

そして、これ一つの例なのですが、この間ニュースでやっていましたけれども、標津町さんですね、町民全員に漁業組合がサケ1本、ホタテ2キロ、バター2箱、それを全町民に配ったニュースがやっていました。そういうことも同じコロナ禍の中でも、そういうふうな利益を生むお仕事をされている方はそういうふうにできるわけですね。だからいいときに、農協さんの加盟の方でもいいときにそういう蓄えしておけば、もちろん給食にチーズをプレゼントしていただいたりとか、もちろんされていますけれども、もう少し余裕を持ったこういう利益を生むようなお仕事をそれぞれの畑作、それから酪農、いろいろあると思いますけれども、もう少し、こうなったから助けてくださいとかというようなお仕事もされている方もいらっしゃるかもしれませんが、こういう行政が力を貸していただけるのですから、またいいときにはしっかりと蓄えをして、自分の仕事の栄養をつけてこれからも頑張っていたきたいなと思っていますところ。

町長、一言お願いします。

○議長（吉田敏男君） いいですね、質疑でいいですね。

それでは、他に農林水産業費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に参ります。

42ページから44ページ、第7款商工費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、44ページから48ページ、土木費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、48ページから50ページ、第9款消防費、質疑はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に参ります。

次は50ページから62ページ、第10款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に62ページ、第12款公債費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に64ページ、第13款職員費、質疑はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳出総括でございますか。

3番。

○3番（進藤晴子君） 予算計上ちょっとされていないので、ここで言っているのかどうかなのだと思いますけれども、新型コロナウイルスが感染拡大している中で、感染状況が町のほうには情報が来ないということ踏まえてなのだと思いますけれども、自宅療養者が増えることはもう多分感染拡大している帯広であるとか、その辺はもう増えていると思います。ホテルで管理する場合は別なのですが、自宅にいなくてはいけないという人もやっぱり出てきているとは思いますが、その人たちの気になるのはごみですね。ごみをどのように出しているのかなとちょっと素朴な疑問が私はあるのですが、医療関係の産業廃棄物に関してはやはりしっかりと明記していつもよりもっと感染をさせないような対応策を取りながらごみ出しをしております。一般のごみとして出していいのかどうか、その辺もちょっと分からないところですので、その辺の情報が入っているのかどうか。そして、もし一般ごみと一緒に普通に回収されないのであれば

ば、町が何らかの対処をしてごみを回収して持っていくのか。そうなるとやはり予算を計上しなくてはいけないのかなと思いますので、その辺のことをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 今の関係ですけれども、今回の補正予算との絡みが全くなくなってきておりますので、この件については後ほどお答えを頂いてください。

次に、8ページにお戻りください。

歳入に入ります。

8ページから17ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳入総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、4ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正追加2件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 第3表地方債補正変更3件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第104号令和2年度足寄町一般会計補正予算（第7号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第104号令和2年度足寄町一般会計補正予算（第7号）の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。2時半まで休憩をいたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

81ページをお開きください。

これから、議案第105号令和2年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件の質疑を行います。

86ページから91ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第105号令和2年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第105号令和2年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されまし

た。

次に、93ページをお開きください。

これから、議案第106号令和2年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第5号）の件の質疑を行います。

98ページから101ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第106号令和2年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第5号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第106号令和2年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

111ページをお開きください。

これから、議案第107号令和2年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

116ページから119ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第107号令和2年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第107号令和2年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

129ページをお開きください。

これから、議案第108号令和2年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

134ページから137ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第108号令和2年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第108号令和2年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

139ページをお開きください。

これから、議案第109号令和2年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

144ページから147ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第109号令和2年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第109号令和2年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

157ページをお開きください。

これから、議案第110号令和2年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

162ページから165ページまで、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第110号令和2年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第110号令和2年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

167ページをお開きください。

これから、議案第111号令和2年度足寄町上水道事業会計補正予算(第1号)の件の質疑を行います。

170ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 167ページにお戻りください。

第3条予算第6条に定めた経費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第111号令和2年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第111号令和2年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

179ページをお開きください。

これから、議案第112号令和2年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

184ページから187ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 188ページ、資本的収入、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 180ページにお戻りください。

第4条予算第5条中、企業債補正、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 第5条予算第8条に定めた経費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

ます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第112号令和2年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第112号令和2年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いをいたします。

午後 2時44分 休憩

午後 2時59分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） ただいま開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

これより、本日の日程に追加し、意見書案第8号を即決で審議いたします。

次に、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会からの所管事務調査期限の延期について、広報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中継続調査申出書について、審議をいたします。

以上で、本定例会における議案等の審議は、本日をもって全て終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

◎ 意見書案第8号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第1 意見書案第8号コロナ禍による地域経済対策審議を求める意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号コロナ禍による地域経済対策審議を求める意見書の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第8号コロナ禍による地域経済対策審議を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 所管事務調査期限の延期について

○議長（吉田敏男君） 追加日程第2 所管事務調査期限の延期についての件を議題といたします。

総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査については、調査が終わらないので、同委員会から次期定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りをいたします。

委員会の要求のとおり、期限を延期することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査について、調査の期限を委員会の要求のとおり次期定例会まで延期することに決定をいたしました。

◎ 閉会中の継続調査申出書

○議長（吉田敏男君） 追加日程第3 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定によってお手元に配付をいたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これをもって、本定例会の会議に付された案件の審議は全て終了をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和2年第4回足寄町議会定例会を閉会をいたします。

午後 3時05分 閉会

令和2年第4回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足寄町議会議長

足寄町議会議員

足寄町議会議員